

※この資料は、各務原市学校建替基本方針策定 中間報告書(案)第3章から抜粋し、更新しています。

第3章 各務原市学校建替基本方針

1. 基本理念

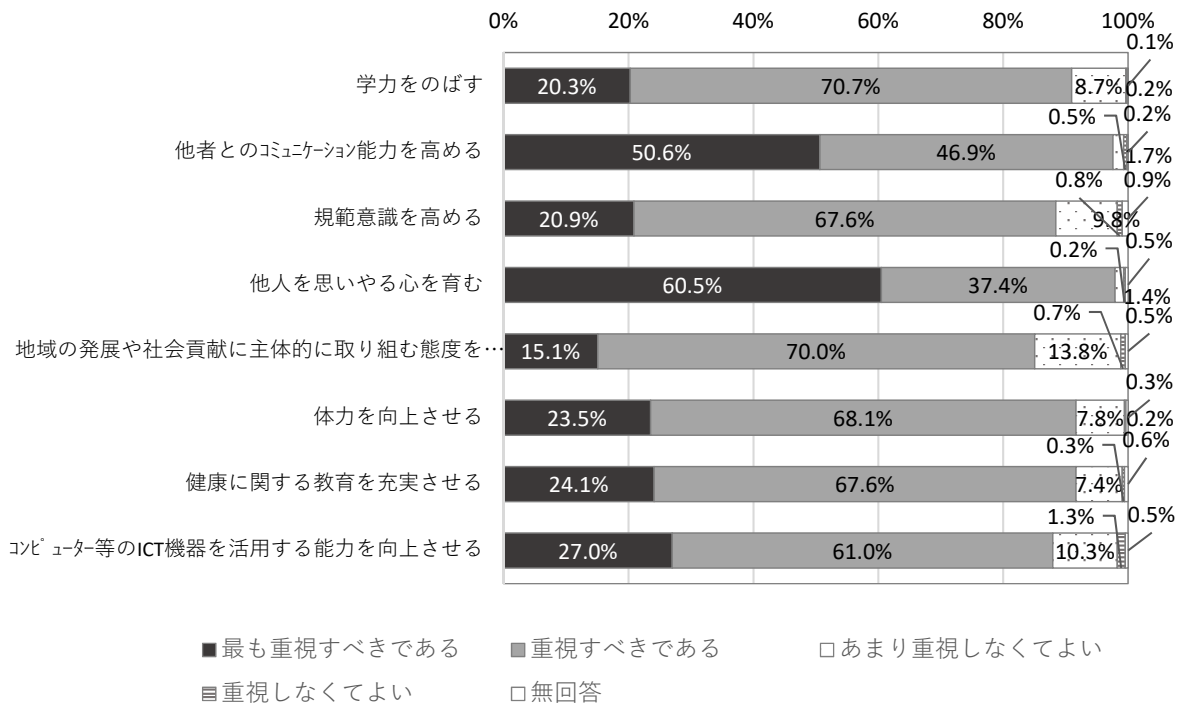
市教育大綱における「基本理念」笑顔があふれる元気なまちへ ～心豊かで文化を育む人づくり～を推進するためには、児童・生徒がもつ可能性を伸ばすことが大切であり、そのためには人と人との繋がりは必要不可欠であると考えます。

学校は、社会において思考力・判断力・表現力や、社会性・人間関係を形成する力を育む場の中で児童・生徒にとって最も重要な場であることから、安心して学校生活を送ることができる学校施設として、協働的な学習や学校生活におけるコミュニケーションを促進することができる環境づくりを重視します。

本計画に関するアンケート調査(市民・保護者)において、「今後の学校教育で最も重視すべき項目」では、「他人を思いやる心を育む」が60.5%、「他者とのコミュニケーション能力を高める」が50.6%で半数以上の結果となっています。これらの結果をふまえ、学校建替基本方針の検討では、思いやりの心や人とのコミュニケーションの大切さを基本理念に反映していくことが各務原らしい学校づくりを推進する上でも重要と考えられます。

■ 学校教育に関するアンケート

今後の学校教育で重視すべき項目(市民・保護者)



市教育大綱、アンケート調査をふまえ、本市の学校建替基本方針の理念を以下のとおり定めます。

◆ 学校建替基本方針の理念 ◆

(案)「学び合うつながりを生む」学校施設の実現

子どもたちの新しい時代の学びに必要な資質・能力を育むことのできる学校施設の実現を図ります。みんなが学び合い育ち合える環境を整えることを目指します。

子どもたちが多様な他者とのつながりを深めるなかで、豊かな学びが得られる学校施設の実現を図ります。子ども、教師、地域などのつながりの深化により、みんなが学び合い育ち合える環境を整えることを目指します。

◆ つながりの深化への配慮 ◆

① 子どものつながり 「つながり方を選択できる施設整備」

- 子ども同士のつながりに着目し、仲間づくり・心がつながる環境整備を目指します。
- 学校への来づらさを感じている子どもにとって、支障が少なくなる環境を検討します。

② 教師のつながり 「働きやすかつながりやすい執務環境の施設整備」

- 子どもと教職員がつながりやすい空間整備を目指します。
- 教職員がつながりやすく効率的な執務空間を検討します。

③ 地域とのつながり 「地域と共に学ぶ拠点としての施設整備」

- 地域の人との世代を越えた交流の中で豊かな学びが得られる環境整備を目指します。

◆ その他の配慮事項 ◆

① 地域まちづくりの推進への配慮

- 学校施設の建替に合わせ、関係部署等が連携し地域の声を反映しながら地域のまちづくりに資する施設の整備が進められるよう配慮します。

② 地域防災拠点への配慮

- 学校は地域防災拠点となるため、防災拠点としての使用を想定した施設整備へ配慮します。
- 学校の工事期間中は、地域防災拠点としての利用が制限されるため、あらかじめ災害発生時の対応を検討しておくことが必要となります。

③ 学校施設の地域開放・目的外利用への配慮

- 構想段階から、放課後児童クラブ、地域開放や地域の行事等の利用を含めた施設整備の検討をします。
- 学校の工事期間中は、学校教育の目的外での利用が制限されるため、早めに学校、利用者、地域等と情報共有を図ります。

④ 環境に配慮した学校施設整備への配慮

- 脱炭素社会へ向けた取り組みとして、学校施設においても環境負荷の低減を図ります。
- 身近な空間への木材の利用を進め、温かみや味わいのある学習環境の整備に配慮します。

⑤学校の歴史やシンボルへの配慮

- 子どもや地域に親しまれ誇りとされている学校にある歴史的資源やシンボルツリーなどの保全等へ配慮します。

⑥SDGsの取組みへの配慮

- 持続可能な社会の実現に向けた意識の変革をうながす環境整備へ配慮します。

2. 各務原らしい学校施設

(1) 目指すべき学校施設の姿

本市における、学校施設の建替において目指すべき学校施設の姿を以下のとおり定めます。

- ①共に学び合うことができる学校施設
- ②児童・生徒が快適で安全・安心な学校生活を送ることができる学校施設
- ③児童・生徒の主体的な活動ができる学校施設
- ④地域の拠点としての学校施設
- ⑤社会環境や教育環境の変化に対応できる学校施設

(2) 学校施設整備の考え方

本市の目指すべき学校施設の姿ごとの考え方を以下に示します。

①共に学び合うことができる学校施設

- 学校施設の中心部分に、ラーニングセンターを整備し共に学び合える環境を整えます。
- 教職員同士のコミュニケーションや教職員と児童生徒とのコミュニケーションの促進が可能となる機能・空間を確保する。

②児童・生徒が快適で安全・安心な学校生活を送ることができる学校施設

(別途審議予定)

③児童・生徒の主体的な活動ができる学校施設

【学習環境の充実】

- 多様な学習形態に柔軟に対応するため学びの空間を自由に換えられるよう考慮した計画とする。
- 児童生徒の多様なニーズに対応できる学習環境を整備します。

④地域の拠点としての学校施設

(今後審議予定)

⑤社会環境や教育環境の変化に対応できる学校施設

(今後審議予定)